

令和6年第1回九戸村議会定例会予算特別委員会

令和6年3月14日（木）

午前10時 開議

場所 常任委員会室

◎審査日程（第5号）

- | | | |
|------|--------|---------------------------|
| 日程第1 | 議案第48号 | 令和6年度戸田財産区特別会計予算 |
| | 議案第49号 | 令和6年度伊保内財産区特別会計予算 |
| | 議案第50号 | 令和6年度江刺家財産区特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第51号 | 令和6年度九戸村水道事業会計予算 |
| 日程第3 | 議案第52号 | 令和6年度九戸村下水道事業会計予算 |
| 日程第4 | 総括質疑 | 令和6年度一般会計、特別会計、公営企業会計の各会計 |

◎出席委員（9人）

1番	大崎	優一	君	6番	坂本	豊彦	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君				

◎欠席委員（1人）

11番 高崎 覺志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山	裕康	君				
副	村	長	伊藤	仁君				
教	育	長	高橋	良一君				
総	務	課	長	中奥	達也君			
会	計	管	理	者	野辺	地利之君		
兼	税	務	住	民	課	長		
保	健	福	祉	課	長	浅水	涉君	
産	業	振	興	課	長	川原	憲彦君	
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦君	
教	育	次	長	松浦	拓志君			
地	域	整	備	課	主	幹	上村	浩之君
兼	水	道	事	業	所	長		

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○委員長（中村國夫君） おはようございます。

ただ今の出席委員は、9 人です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

なお、11 番、高崎覺志委員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） 本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第 48 号から議案第 50 号までの個別審査

○委員長（中村國夫君） それでは、本日の審査日程に入ります。

これから議案第 48 号「令和 6 年度戸田財産区特別会計予算」から、議案第 50 号「令和 6 年度江刺家財産区特別会計予算」までの 3 件について、一括して個別審査を行います。

質疑に入る前に、内容の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、「令和 6 年度戸田財産区特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。表紙 1 ページにありますとおり、予算総額は 577 万 1,000 円でございます。前年度比較では 210 万 2,000 円の減となります。めくっていただきまして、事項別明細書の 3 ページから前年度と大きく動いている項目につきまして、説明させていただきます。

歳入でございますが、最下段、4 款繰入金、1 項 1 目 1 節、財産管理資金取崩を 206 万 7,000 円減の 307 万 7,000 円としております。

5 ページをご覧くださいまして歳出になりますが、1 款財産区費、1 項 1 目管理会費が 182 万 4,000 円の減となっております。令和 5 年度に財産区管理委員の選挙経費分を計上しておりましたが、その分がなくなったことによる減額でございます。6 ページ、2 款諸支出金、1 項 1 目地域振興費の 18 節に、集落自治会事業助成金を 165 万円計上しておりますが、こちら前年度比較で 20 万円の減となっております。こちらは電気料の補助につきまして、5 年度の実績より減額したものでございます。それ以外は、前年度とほぼ同額の予算計上でございます。

続きまして、令和 6 年度伊保内財産区特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。はじめに予算総額は 702 万 7,000 円、前年度比較では 203 万 2,000 円の減となります。めくっていただきまして、事項別明細書の 3 ページをご覧ください。

歳入ですが、最下段 4 款繰入金、1 項 1 目 1 節財産管理資金取崩は、184 万円減

の 352 万 9,000 円としております。5 ページをご覧くださいまして歳出になりますが、1 款財産区費、1 項 1 目管理会費が 192 万 7,000 円の減となっております。戸田財産区同様、財産区管理委員選挙経費分の減額によるものでございます。それ以外は、前年度とほぼ同額の予算計上でございます。

最後に、令和 6 年度江刺家財産区特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算総額は 497 万 4,000 円でございます、前年度比較では 207 万 9,000 円の減となります。めくっていただきまして、事項別明細書の 3 ページをご覧くださいます。

歳入ですが、最下段 4 款繰入金、1 項 1 目 1 節財産管理資金取崩は、211 万 6,000 円減の 53 万 4,000 円としております。

5 ページをご覧くださいまして歳出になりますが、1 款財産区費、1 項 1 目管理会費が 183 万 5,000 円の減となっております。こちらにつきましても、財産区管理委員選挙経費分の減額によるものでございます。6 ページをご覧くださいます。2 款 1 項 1 目地域振興費は、5 年度に計上しました第 12 分団小型動力ポンプ更新寄附金分がなくなったことによる減額でございます。

以上で、3 財産区特別会計についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 委員長（中村國夫君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 質疑がないようでございますので、これで議案第 48 号「令和 6 年度戸田財産区特別会計予算」から、議案第 50 号「令和 6 年度江刺家財産区特別会計予算」までの 3 件についての個別審査を終わります。
なお、質疑漏れ等は、総括質疑の際にお願いいたします。

◎議案第 51 号の個別審査

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第 51 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計予算」の個別審査を行います。

質疑に入る前に、内容の説明を求めます。

水道事業所長

- 水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第 51 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。水道事業会計予算書の 13 ページをお開きいただきたいと思います。令和 6 年度水道事業会計予算明細書でございます。

まず、収益的収入になりますが、10 款 1 項 1 目 1 節の水道使用料につきまして、過去 3 年平均により算出して、1 億 2,242 万 3,000 円を見込んでおります。

次に、2項営業外収益に移りまして、3目の長期前受金戻入が1,683万4,000円となっております。

次に、支出でございます。はじめに、11款1項1目原水及び浄水費ですが、1節の給料に726万8,000円。2節の手当等に351万円。5節の法定福利費に214万2,000円を計上しております。次に、17節委託料に1,003万8,000円を計上しております。この主な内容は、水質検査委託料等でございます。また、20節修繕費に1,225万2,000円を計上しております。この主な内容は、上戸田ポンプ場および細屋ポンプ場の計装盤修繕等でございます。ページをめくっていただきまして、14ページをご覧ください。2目配水及び給水費の中では、20節の修繕費に2,837万円を計上しておりますが、これは8年の期限が切れる水道メーター交換等、あと全体的に施設が老朽化していることから突発的な修繕に向けた予算も計上しております。次に4目総係費の中では、17節の委託料に310万4,000円を計上しておりますが、これはメーター検針業務委託料等でございます。次に、5目1節有形固定資産減価償却費は、5,497万2,000円となっております。次に2項営業外費用になりますが、1目1節の企業債利息は、666万3,000円となっております。

次、15ページに移っていただきまして、資本的収入及び支出の収入でございます。12款1項1目1節の企業債ですが、1億6,660万円を計上しております。これは、宇堂口膜ろ過設置工事費および宇堂口配水池詳細設計業務委託料に充当するものでございます。2項1目1節の一般会計補助金ですが、248万3,000円を計上しております。これは、遠志内簡易水道事業債の償還金分でございます。次に、2目1節の国庫補助金ですが、4,965万9,000円を計上しております。これは、宇堂口膜ろ過設置工事費に充当するものでございます。次に、4項1目1節の負担金ですが、757万9,000円を計上しております。これは消火栓更新工事の負担金でございます。次に5項1目1節の一般会計出資金ですが、1,170万円を計上しております。これは宇堂口配水池詳細設計業務委託料に充当するものでございます。

次に、支出に移りまして、13款1項1目施設改良費、17節の委託料ですが、2,768万7,000円を計上しております。これは宇堂口配水池詳細設計業務委託料および水道事業経営戦略策定業務委託料を新規に計上するものでございます。次に、35節の工事請負費ですが、2億1,721万7,000円を計上しております。この主な内容は、宇堂口膜ろ過設置工事費に2億460万円を新規に計上したものでございます。次に2目営業設備費、3節の車両運搬購入費ですが、270万円を計上しております。これは現在使用している施設点検車を更新しようとするものでございます。最後に、2項1目58節企業債償還金は、4,344万5,000円となっております。水道事業会計予算に係る説明は、以上となります。

○委員長（中村國夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） 水道事業のほうですけども、先ほどから出ていました宇堂口膜ろ過何とか、というのは、前に聞いたかもしれませんが、ちょっと詳しく教えてください。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） この膜ろ過の設備は、今の宇堂口水源。浅井戸なんですけれども、浅井戸から原水の検査をいつもやっているんですが、過去に膜ろ過を付けないと除去できない指標菌という、それはクリプトスポリジウムというものなんですけど、塩素滅菌だけでは死滅させることができない原虫が出る恐れがあると。実際は出てはいないんですけども、それが出る恐れがあるということで、その宇堂口水源に塩素滅菌だけだとそれが死滅させることができないために、その膜ろ過というものを付けて、ろ過させて、そうするとその原虫が膜ろ過で引っかかって浄水には混じらないと。そういう工事が必要になったというものでございます。

○委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） だいたい分かりました。その地域、使っている地域はどの辺までですか。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 地域は、宇堂口小学校の所に、水道の施設の用地があるんですが、そこから給水しているのは、泥ノ木、あと倉野、平内、平内の上のほうです、葛巻寄りの辺り。その辺りまでが給水エリアになっております。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ございませんか。

2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） 運搬車の更新って言いましたけれども、何年経ちましたでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 水道施設の点検車は平成27年度に購入して、もう8年ぐらいですか、経つものになります。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで議案第51号「令和6年度九戸村水道事業会計予算」の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は、総括質疑の際にお願いいたします。

◎議案第52号の個別審査

○委員長（中村國夫君） 次に議案第52号「令和6年度九戸村下水道事業会計予算」

の個別審査を行います。

質疑に入る前に、内容の説明を求めます。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹(上村浩之君) それでは議案第 52 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。下水道事業会計予算書の 15 ページをお開きいただきたいと思います。令和 6 年度下水道事業会計予算明細書でございます。

まず、収益的収入になりますが、10 款 1 項 1 目 1 節の下水道使用料につきましては、3,069 万 1,000 円を見込んでおります。2 項営業外収益に移りまして、2 目の他会計補助金については、一般会計補助金が 6,044 万 3,000 円となっております。3 目の長期前受金戻入については、8,520 万 8,000 円となっております。

次に、支出でございます。はじめに 11 款 1 項 1 目管きょ費、20 節委託料に 868 万 3,000 円を計上しております。この主な内容は、マンホールポンプ保守点検業務委託料等でございます。また、24 節の修繕費に 245 万円を計上しておりますが、これは全体的に施設設備類が耐用年数を超過していることから、突発的な修繕に向けた予算を計上しております。次に、2 目処理場費、14 節備消耗品費に 110 万 7,000 円を計上しておりますが、これは汚水処理に係る各種薬品等の購入費でございます。また、20 節委託料に、2,507 万 6,000 円を計上しております。この主な内容は、汚泥運搬処理業務委託料、あとは水質分析業務委託料等でございます。ページをめくっていただきまして、16 ページをご覧願います。3 目総係費の中では、1 節給料に 614 万円、2 節職員手当等に 297 万 5,000 円、6 節法定福利費に 188 万 6,000 円を計上しております。次に、4 目の減価償却費に 9,668 万 3,000 円となっております。次に 2 項営業外費用ですが、1 目 55 節の企業債利息は、1,647 万 7,000 円となっております。次に 3 項特別損失ですが、4 目 68 節のその他特別損失に 162 万円を計上しております。これは令和 5 年度の消費税確定申告および令和 5 年度に引き当てておくべき賞与引当金相当額を計上しておるものがございます。

17 ページに移っていただきまして、資本的収入及び支出の収入でございます。12 款 1 項 1 目 1 節の建設改良費ですが、940 万円を計上しております。これはストックマネジメント事業設計業務委託料およびストックマネジメント事業に係る工事費に充当するものがございます。3 項 1 目 1 節の他会計補助金ですが、8,438 万 8,000 円を計上しております。5 項 1 目 1 節の国庫補助金ですが、462 万 5,000 円を計上しております。これは、ストックマネジメント事業設計業務委託料およびストックマネジメント事業に係る工事費に充当するものがございます。

次に支出に移りまして、13 款 1 項 4 目処理場建設改良費、20 節の委託料ですが、155 万 1,000 円を計上しております。これはストックマネジメント計画設計業務委

託料を新規で計上するものでございます。次に 32 節の工事請負費ですが、1,254 万 4,000 円を計上しております。これはストックマネジメント事業に係る工事費を新規で予算計上するものでございます。最後に、3 項 1 目の建設企業債償還金は、9,731 万 1,000 円となっております。下水道事業会計予算に係る説明は、以上となります。

○委員長（中村國夫君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、坂本豊彦委員

○6 番（坂本豊彦君） 本年、元旦に起こった能登半島地震で、かなりの上水道もそうだけれども、下水道もかなりの被害を受けたということで、液状化による影響が非常に大きかったということで、村の、地震の規模によろうかと思いますが、どの辺まで耐えられるものか、下水道も。あとは、ずっと使えなくなるので、合併場浄化槽のほうが良かったのではないかというような学者とか、意見がありますが、その点を踏まえて、一言お願いします。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） 地震の、どの程度の規模に対してというものに関しては、特に震度 5 とか 6 とか、その辺の耐えられるものに関しては、どの程度までというのは特に持ち合わせておりませんが、能登半島みたいな地震が来ると、特に下水道のほうは管の種類が塩ビ管なものですから、多分ずれて、流れなくなってしまいう可能性はあると思います。ただ、下水道に関して言うと、水道みたいな铸铁管とかそういったものを使えば本当はいいんでしょうけれども、さびとか、そういったものが铸铁管ですと発生する恐れがあるので、そういったものに耐えられるものだと、今使っている塩ビ管というものと、あとは管の工事費に UV というものですが、その塩ビ管のほうが安く上がるというものなどがあって、今はそういう管を使っているというものです。

あと、私も委員さんおっしゃるとおり、もし将来的に管路が地震で壊れたり、あと耐用年数が来て更新しなければならぬ時期がきたならば、私が担当している立場上、それを新たにまた管路を更新するんじゃなくて、できれば浄化槽に替えていくほうが将来的にいいんじゃないかなと考えております。これは個人的な話になりますけれども。

○委員長（中村國夫君） 6 番、坂本豊彦委員

○6 番（坂本豊彦君） 予想もしないような質問をしましたが、いつこのような災害がならないことを祈っていますが、いざというときの備えというか、考えは持っていたほうが良いと思います。以上です。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで議案第 52 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算」の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は、総括質疑の際にお願いいたします。

ここで、10 時 40 分まで休憩といたします。

休憩（午前 10 時 27 分）

再開（午前 10 時 38 分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

ここで、各位にお諮りいたします。午後予定されております総括質疑を繰り上げて実施したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） その前に、初めに各担当課長より発言の申し出がございますので、これを許します。

産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） 坂本委員さんから質問のありました豚熱および鳥インフルエンザについてということで、資料No.17 としてお手元に配布させていただいております。まず 1 の豚熱に感染している野生イノシシが山中などで死んでいるものに対して、他の鳥獣が触れてしまう場合、その鳥獣も感染するのかということにつきましては、実験的にはマウス、モルモット、ウサギなどに感染させることができるようですが、自然界では豚とイノシシ以外の哺乳類の感染は容易には成立しないということのようです。また、宿主特異性のため、鳥類には豚熱ウイルスの感染は成立しないということでございます。

そして、2 番です。感染した死骸に触れた鳥獣が媒介することで、ウイルスが広がる可能性があるのかということですので。これにつきましては、接触したネズミ等の野生生物が物理的に養豚場等へのウイルスを持ち込むケースが想定されるということでございます。

そして 3、これはインフルエンザのケースですけれども、インフルエンザにつきましては、鳥類およびネコ科動物等に感染が成立することが知られておりますが、豚熱に比べて野生生物を介した感染の率が高いと考えられております。実際に 2021 シーズンでは、北海道の野生キタキツネ、野生タヌキから鳥インフルエンザウイルスが分離されているという状況でございます。

そして 4 番、検査状況ということで、猟友会等の協力を得まして捕獲した野生イノシシ、そして発見された死亡しているイノシシの検査を実施した結果でございます。これにつきましては、4 年、5 年のことですけれども、前年度に比べて検査で陽性となる事例数は増加していないが、地域的に増加しているケースがあるということでございます。令和 6 年 3 月 12 日時点ということで、死亡野生イノ

シシにつきましては、令和4年度から陽性頭数が発生している。そして捕獲したイノシシについても令和2年度から発生が見られるということでございます。なお、「米印」ですけれども、令和4年度までは盛岡以南での発生ということ。そして令和5年度からは新たにということで八幡平、岩手町、そして葛巻ということで徐々に県北地方にも広がっているという状況が分かります。そして、養豚の関係ですけれども、家畜保健所の指導によりまして、養豚農家についてはワクチン接種をそれぞれ個体に実施しているようです。ただ、そのワクチン接種についても100パーセント免疫を付けられるというわけではなくて接種する時期、タイミング等によって、必ずしもすべての豚がかからないということではないということでございます。そのため、ネズミの侵入等を防ぐなど、それぞれ野生動物の侵入を防ぐような対策を、それぞれ農場が行っているようでございます。あと、野生イノシシにつきましては猟友会で国からの委託を受けまして、野生イノシシにワクチンを、これはビスケット状のものに封入したワクチンを山の方に置いて、それを食べさせるというような作業もしているところでございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） おはようございます。12日の個別審査の際に、保大木委員のほうから九戸中学校の女子バレー部の練習試合に対してバス運行を希望しているというお話がありました。資料はありませんけれども、口頭で回答させていただきます。これに関してちょっと調べてみましたが、まず教育委員会に話をしたという話でしたけれども、うちの教育委員会事務局の職員がちょっと違う用事で、そのバレー部の関係者が来たときに立ち話の中で、世間話の中で、練習試合が多くなって大変だという話をしたと。それで、その際に、そういうのに何か補助とかないか、ないだろうかというような話が出たと。それで立ち話の中で、そういうのは過去にもなかったものですから、そういうのがないんだよねという話をしたということでした。ただ、本人のほうは、正式な要望という認識はなくて、そういう一般的な話をしたというようなことでした。それが一つです。

それから、そのバスの利用に関してですけれども、教育委員会で平成26年に学校、または社会教育・社会体育団体、こういったもののバスの利用に関する内規を定めております。それで、30年にちょっと内容を変えて、また学校とか関係者に周知をしているんですけれども、この中で学校のクラブ活動に関しては、原則として中体連が主催する県大会以上の大会への出場に係るものと定めております。それで練習等に関しては、認めないということで定めております。この内規、定めた背景ですけれども、一つは村全体でバスの、村の所有のバスの需要がすごく増加した。いろんな団体のほうから村でバスを出してくれないかということがい

っぱいあって、その制限を、バスの使用を制限する必要があったこと。そのバスの利用、早い者勝ちというようなものでしたので、その利用団体間の不公平感というものの中にはあったようでございます。これが一つ。

もう一つは、推測ではございますけれども、市町村が所有するバスの運行に関しては、その市町村が主催や講演をする、関わっている事業、行事以外への使用が、または市町村が管理する施設等への送迎以外の使用は、無償であっても道路運送法上、原則禁じられているという、いわゆる白バス、白タクの問題が背景にあると考えられます。今回、その部活動の練習試合に対して、村にバスを運行してほしいとの要望に関しては、まず、その運送内容、運送形態がその道路運送法に抵触する恐れがあるということ。さらに、秋田県とか青森県とかというお話がございましたけれども、遠隔地への運送ということになれば、今度は旅行業法の適用も受けることとなります。旅行業法上は、そういった遠隔地への運送は自治体が行うツアーに当たるとされておりまして、自治体が企画、運営に関与していないものについては、旅行業法に抵触するという通達が平成 29 年に観光庁の参事官のほうから出されておりまして、そういったことも踏まえまして、現状、この内規を越えた対応は、教育委員会としてはできないと考えております。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） ほか、ございませんか。よろしいですか。
（「はい」の声あり。）

◎議案第 44 号から議案第 52 号までの総括質疑

○委員長（中村國夫君） それでは、議案第 44 号「令和 6 年度九戸村一般会計予算」から議案第 52 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算」までの個別審査は終わっております。

これから、議案第 44 号から議案第 52 号までの議案 9 件について、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、保大木信子委員

○委員長（中村國夫君） 9 番、保大木信子委員

○9 番（保大木信子君） 教育委員会のほうにご質問をします。先ほどの説明でバスのことはよく分かりました。しかし、九戸村として頑張る子どもたちのために何か応援ができないかという姿勢を持って、規約を作って、子ども一人当たりいくらかとか、そういうふうな規約を作って応援するべきではないかと考えます。父兄の方に聞いたんですけれども、遠征に行くのに 1 回で 30 万、そのバスを借り上げると 50 万だそうです。それで、事業側として寄附を募ってはいます。ですが、村としてもそういうやはり県で優勝するなんてめったにないことですので、そういうときはどうするという規約を作って応援すべきだと考えます。どうでしょう

か。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） これは、私からお答えさせていただきます。委員おっしゃるとおり、近年ですか、県内、国内まで含めて、大変そのような活躍をする方々が、子どもたちが増えてきているという事実もございます。そして、九戸村は子育て支援に力を入れているということもございますので、今おっしゃられたようなことに関しては、前向きに取り組むべきだろうと考えますので、いろいろ法律的な制約とかいろいろあるようでございますので、その辺、総合的に検討しながら、前向きに取り組んでいくべきだろうというふうに思っております。

○委員長（中村國夫君） そのほか、ございませんか。

2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） 今の子育て応援という点から、まず、地域を離れて別な学校に行った人もある、高校やら大学やら。その中でスポーツのほうで活躍されて、国体まで出場したという方がいらっしゃるようです。そういうふうな方々も村で褒めてあげるようなことまでしてあげればいいのではないかなど。そのことでちょっと、不満のようなことを言われたことがありました。それで、その人たちを全部把握するのは難しいかもしれませんが、できるだけ村出身の人たちだというのが分かるような方で、すごく活躍している人は賞賛してあげることも村にとっても大事じゃないかなど。それで、その人が言うには、「もうこの村にはいない。どこかに行く」と言っているそうです。「もうちょっと大事にしてもらえれば、本当だったら残ってもらって、ここで結婚してもらって、子どもも育ててもらいたいな」ということを言っていた方がありましたので、今後、もしそういうふうなことを分かったならば、褒めてあげるようなことを村でやっていただきたいと思います。答弁があれば。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） ありがとうございます。その方がどれぐらいの年齢なのかちょっと分からないんですけども、全国大会等の、大きな全国規模の大会に出場された児童生徒、こういった方々に対しては、教育委員会のほうで補助金を、その宿泊、交通量、そういったものに対する補助金を準備しております。それで毎年スキーヤー、スキーの生徒が結構ジュニアのオリンピックとか出場しているものですから、毎年そういった方には交付しております。また、最近はアイスホッケーであるとか、空手であるとか、そういったスポーツでも全国大会に行く子がありまして、ちょっとその補助金の需要も高まってきております。それで、うちのほうでも、こういった大会にこういった人が参加するかというのはちょっと、全体を把握、すべての把握をすることが難しいので、おっしゃっていただければ、そういった補助をお上げすることは可能だと思いますので、教育委員会の

PR不足というのもあると思いますので、広報などを使って周知したいと思いません。

それで、褒めてあげるということに関しては、村の体育協会のほうで、そういったスポーツで活躍された方々を顕彰する表彰がありますので、そちらもこういったのがあるよというのを、もし、委員さん方もお聞きになりましたら教えていただければと思います。以上です。

○委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） よろしくお願ひしたいです。新聞等にも載るみたいなんです。それでそういうふうなときにはきちっと見ていて、「この人は九戸村の人だったな」って把握していただいて、褒めてあげればいいんじゃないかなと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） それでは、資料をせっかくいただきましたので、村道田代石神田線のこの資料についてちょっとお伺ひいたします。これは26年から始まってましてもう10年になりますが、その当時の担当者も、村長さんもいらっしやらないのであれですけれども。その当時私たちが聞いた理由は、あそこの村道から予冷庫に入る所が危ないから別に線を通しますよという説明で、まず2億9,800万円と最初聞いたつもりだったんですけれども、ちょっとこの金額が違っていましたが、その後、その場所で事故が何件ぐらいあったのか、お伺ひいたします。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 事故に関しては、私のほうで把握していないというよりも、事故があったという報告は、今まで受けてございません。ただ、もしかすれば単独事故というか、そういうのであるかもしれませんけれども。ただ、1、2回ですか、冬に警察から電話が来て、「滑るので、融雪剤等まいてください」ということで、砂をまいた経緯はございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） そうだと思います。これは地元の人でも要望したものじゃなかったということも聞いてますし、これからも、6年度、7年度っていう予算というか、ついていますが、これはいつまで続けていくつもりでいらっしやいますか。いつごろ終わりそうな予定でいますでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 結論から申し上げまして、いつという時期は今、提示できないと思っております。このままいきますと、今年度は1,700万円の事業費でやっていますけれども、過日申し上げました、今後1億5,000万ほどかか

りますよというふうなものでいきますと、仮に今年度と同じような金額がついた場合でも、10年はおかかると見込んでございます。ただ、私はいつも申し上げていきますけれども、ここまではかけたくないと思っております。ただ、どういうふうにして進めていったらいいか、今までもいろんな、あそこは新しい、新規の路線ですので、事業のやり方にとっても、遅くなる場合もございましてけれども、今までは、どんどん早めに対応してきたつもりでございまして。あそこまで行ってみれば分かるんですけども、あと起点側、国道側、そして農免側、一部が残っている状態ですので、できるだけ早く進めたいとも思っておりますので、まずは予算のほうを確保しながら、順調に進めていくしかないなと思っております。以上です。

○委員長（中村國夫君） 2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） 今、答弁されたように、事故がそれほどないわけですよ。それなのにこの道路を続けていく、なんか理由がもうなくなるんじゃないか、なんのための道路だったのかなと思うんです。それで、これからも続けるということですけども、使い道、使う財源は違うかもしれませんが、その資料請求にも、どなたか資料請求していただいた「自治会から道路の新設改良補修等に関する要望について」というのを見させていただくと、まだまだたくさん「生活道だ」、「村道だ」を直してもらいたいという要望がいっぱい出ているわけですよ。ですので、これを、石神田線を中止してとまでは、本当は言いたいんですけども、こちらの生活道等かをやるべきではないのかなと私は思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 道路はやっぱり、村内幹線道路でも生活道路でも、基盤となるものだと思っておりますので、できるだけ一緒に進めたい。私からすればできる限り早く道路を造って、今、皆さんがいるところに恩恵のある道路を造っていきたいと思っております。ただ、やはり先立つものと言えば予算でございましてけれども、できる限り私もやっているつもりですので、今後もその気持ちでやっています。としか言えませんけれども、回答とします。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ありませんか。

2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） それでは、あと二つですけども。教育委員会のほう、二つお願いします。一つは、伊保内小学校の統合後の伊保内小学校の工事費が盛られていないので、どうかなと思って資料請求させていただきましたけれども、この間の説明で骨格予算だからということと言われて、その後いろんな教室やらなにやらを改修していくということなようですので、これはいいです。

そして、もう一つはこの間、私一般質問でもやりました体育館の空調設置の件

なんですけれども、細かい資料、見やすい分かりやすい資料を出していただいてありがとうございます。その前に、この事業の名前、学校施設環境改善交付金ですが、3年間に限り2分の1は補助しますよということで、これはやっぱり学校でなければもらえないことですよね。ということでいけば、今年もう、あれから2年目になりますね。この小学校が今年、廃校になりますね、四つ。そうすれば来年になれば、もうこれは使えないということになりますよね。というので、できれば今年中に、体育館の空調については設置してもらえればいいんじゃないかなと思うところなんです。というのは、小学校は避難所に指定なっていますよね。先ほど坂本委員からも言われましたが、いつどんなときにどんな災害があるか分からない。その場合には、避難所として使わなければならない。そのほうが、私は大きいと思うんです。それで、本当は、今この補助があるうちに設置してもらえればいいなと思っているところです。それでも一回にやるということは無理だと思います、この金額からいけば。最高が7,000万円までが工事対象なようですので、全部でいけば3億9,000万円、全部は無理。それで、そのうち中学校は、来年やろうと思えば、来年でもこの補助対象にはなるということで、とりあえず伊保内小学校だけでもとりあえず今年中に計画して、この補助を貰いながらやればいいんじゃないかなと思うんです。ということで、この東京都の面積に、930平方メートル、伊保内小学校が980.9平方メートルで、だいたいこの金額でいって工事費6,600万ですね、東京都は。そうすればこれに、この補助対象になってくるんじゃないかなと思います。それで、そんな中で、もう一つその補助金のほかに、国土強靱化緊急対策事業債というのを使えば、こっちの負担が、村の負担が4分の1だけで済むというようなことを、私、情報として聞いているんです。だからその辺も組み合わせるといふか、やったならば、できないことではないんじゃないかなと思って。伊保内小学校は今年中に計画したらいかかな、ということをちょっと提案させていただきたいなと思って、発言させていただきました。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） ありがとうございます。学校施設環境改善交付金は、あくまでも学校施設に対して交付するというものでございますので、おそらくこれから閉校になる学校に申請したとしても、これは補助採択されないと思います。それで、もしなつたとしても学校としての機能を失ってしまえば、あまり早いうちになくしてしまえば返還ということも考えられますので、その避難所としての性格もあるというお話ですけども、そちらのほうに関しましては村長の答弁にもありました緊急防災減災事業債ですか、そちらのほうを活用するというようなことになろうと思います。それで、その学校施設環境改善交付金で、その2分の1という補助ということで、これは文科省のほうでも言っているんですけども、この学校施設改善交付金は、国庫交付金の算定割合が2分の1ですけども、こ

れが実際の事業費に対する割合ではないんですよ。それで、実際の交付金の計算をするに当たっては、学級数や児童数、それに応じた基準面積というものを出して国が示す建築単価、建築基準単価、これから算定される配分基準額というものがございまして、実際の工事費と配分基準額の低いほうが採用されることになっていますので、2分の1というのは、ちょっとミスリストとまでは申しませんが、若干、違うと考えております。そうは申しましても伊保内小学校、九戸中学校については夏が暑いということもありまして、その必要性は考えておりますので、その財源的なもの、それからいろいろ体育館に屋内運動場に冷房施設を設置している所はいろいろ工夫して、そのリースであるとか工事費も含めたリースであるとか、そういったものも導入している市町村もあるようです。それで避難所ということになれば、停電も考えられると。そういったときにその冷房は、電気の冷房だと使えないということで、ガスの冷房を入れたりしている所もあるようです。そういったところも含めまして、検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで総括質疑を終わります。お諮りいたします。議案第44号「令和6年度九戸村一般会計予算」から議案第52号「令和6年度九戸村下水道事業会計予算」までの議案9件は、順次討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

議案9件は順次討論、採決いたします。

◎議案第44号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 最初に議案第44号「令和6年度九戸村一般会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 44 号「令和 6 年度九戸村一般会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 45 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 45 号「令和 6 年度九戸村国民健康保険特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 45 号「令和 6 年度九戸村国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 46 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「委員長、2 番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「委員長、2 番」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 2 番、久保えみ子委員

○2 番（久保えみ子君） 私は、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75 歳という年齢を重ねただけで今まで入っていた国保や健保から外され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。そして健康診断から外来、入院まで、あらゆる段階で 75 歳を超えたというだけで、安上がりの差別医療が押し付けられるひどい差別制度です。保険料は 2 年ごとに見直され、令和 6 年度においても値上げされます。この制度が存続すればするだけ、保険料が天井知らずに連続的に値上げされていきます。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が高齢者を苦しめています。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けら

れる体制にしていくべきです。今の後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」についての反対討論をします。

- 委員長（中村國夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
ございませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

- 委員長（中村國夫君） これから、議案第 46 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者が起立する。）

- 委員長（中村國夫君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 47 号の討論・採決

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第 47 号「令和 6 年度九戸村索道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 47 号「令和 6 年度九戸村索道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 48 号の討論・採決

- 委員長（中村國夫君） 次に、議案第 48 号「令和 6 年度戸田財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

従って、議案第48号「令和6年度戸田財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第49号の討論・採決

○委員長(中村國夫君) 次に、議案第49号「令和6年度伊保内財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

従って、議案第49号「令和6年度伊保内財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第50号の討論・採決

○委員長(中村國夫君) 次に、議案第50号「令和6年度江刺家財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 50 号「令和 6 年度江刺家財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 51 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 51 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 51 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎議案第 52 号の討論・採決

○委員長（中村國夫君） 次に、議案第 52 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 52 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算」は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

◎閉議の宣告

○委員長（中村國夫君） 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会に付託されました事件は、すべて審査を終了いたしました。

従って、予算特別委員会は、本日で閉会したいと思います。これに、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) 異議なしと認めます。

従って、予算特別委員会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○委員長(中村國夫君) 以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会(午前11時18分)